

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 9 月 30 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 28 号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和 31 年岩手県人事委員会規則第 65 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用地交渉等手当)</p> <p>第11条の13 条例第9条の13第1項に規定する「人事委員会が定める者」とは、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に規定する法人</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(用地交渉等手当)</p> <p>第11条の13 条例第9条の13第1項に規定する「人事委員会が定める者」とは、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>沖縄振興開発金融公庫及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に規定する法人</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。